

第4章 仕事と生活が調和する社会の実現

第1節 仕事と生活の調和*の実現のための働き方の見直し

1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

【現状と課題】 4-1-1

- 仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和」は、県民一人ひとりが青年期、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現でき、豊かさと潤いを実感できる社会や、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。
- さらなる「仕事と生活の調和」の実現のために、意識啓発や、次世代育成支援対策推進法等の関係制度について、労働者、事業主、地域住民に対し周知することが必要です。
- 夫が家事や育児に参画している度合いが高い家庭では、母親の育児への不安や負担が和らぐことで、特に第2子以降の出産に影響するとともに、女性の継続就業割合が高くなると言われていますが、長崎県における6歳未満のこどもを持つ夫の家事・育児関連時間は1日あたり90分（R3総務省「社会生活基本調査」）であり、妻の409分と比較すると低い現状です。また、週60時間以上働く男性の割合は、全国的に子育て期である30代、40代で高くなっています。
- 仕事と生活の調和により、家庭や地域社会などにおける「こども時間*」を確保することは、こどもの健やかな成長や安心してこどもを生み育てられる社会づくりのうえでも重要なことです。

【具体的施策】 4-1-1

- 情報誌やメディアを活用し、「仕事と生活の調和」を目指して実践している個人や事業所の取組について紹介するなどの広報・啓発を行うとともに、「ながさき女性活躍推進会議」による優良企業等表彰などを通じ、働きやすい環境づくりに向けた経営者等のさらなる意識改革や社会的な気運醸成を促進します。
(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)
- 子育て世帯向けに、男女が家事や子育てを分担することについての意識啓発を行い、女性活躍推進及び男女共同参画社会の実現に努めます。

(男女参画・女性活躍推進室)

- 次世代育成支援対策推進法[※]等の関係制度及び一般事業主行動計画[※]について、引き続き、国と連携して、県ホームページなどを利用して広報・啓発を行います。

(こども未来課)

- 「こども時間」の意義や取組事例などを各種セミナーやイベント、広報媒体を活用し周知・啓発を図ることで、「こども時間」の確保と拡大を推進します。

(こども未来課)

2 企業における取組の推進

【現状と課題】 4-1-2

- 仕事と子育てが両立できる環境を整備することは、従業員の労働意欲や生産性の向上につながるものと考えられます。
- 第1子の出産を期に離職する女性の割合は約5割となっていますが、働きたいと願う女性が出産後も継続して就業できるよう、男女が共に、家庭と仕事の生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、意識啓発や環境整備をさらに進める必要があります。
- 子育てと就業の両立が難しいひとり親家庭の親の就業を促進するためには、ひとり親家庭の働きやすい環境の整備とともに、ひとり親家庭に対する支援の社会的機運を高めていく必要があります。
- 国において、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、家庭内において育児負担が女性に偏る状況を解消し、夫婦が相互に協力しながら子育てを行う「共働き・共育て」を推進しており、男性の育児休業取得率の目標が引き上げられています。
※引き上げ前：30%（令和7年）
引き上げ後：50%（令和7年）、85%（令和12年）
- しかしながら、中小企業においては、大企業に比べて雇用者の処遇改善や職場環境の改善、就業規則の作成や見直しが遅れています。

【具体的施策】 4-1-2

- 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画[※]を策定・届出している企業・事業所など子育てと仕事の両立支援に取り組む企業について、長崎労働局と連携し、県のホームページなどで紹介します。
(こども未来課)
- 仕事と子育ての両立に積極的に取り組み、「くるみん」の認定[※]等を受ける企業数が増加するよう、長崎労働局と連携し、制度の普及・広報に努めます。
(こども未来課)
- こどもの声を聴くなど、新たな視点を取り入れながら、引き続きココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。
【3-3-1、3-3-2(1)、4-1-2、7-2 掲載】(こども未来課)
- 男性の育児参画など、子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う企業等の取組内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。
(こども未来課)
- 男性の育児休業の取得促進等に取り組む県内企業を支援し、従業員が子育てしやすい魅力的な職場づくりを促進します。
(雇用労働政策課)
- テレワークやフレックスタイム、短時間勤務制度などを含む、多様で柔軟な働き方の導入促進による誰もが働きやすい職場環境の整備や、育児・介護休業制度等を盛り込んだ就業規則の作成・改正、デジタル化の促進による業務効率化について企業に働きかけることにより、仕事と家庭が両立しやすく、安心してこどもを生み育てることができる職場づくりを推進します。また、男女の働き方改革に向け、「ながさき女性活躍推進会議」の会員を拡大し、社会全体における気運醸成を図りながら、セミナー等により経営者、労働者双方のさらなる意識改革を進めていきます。
(こども未来課、男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)
- ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を国が主体となって実施しており、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター[※]の就業促進事業において、県内企業に対し、表彰の趣旨や目的を説明し、就業支援への理解を求めると、啓発活動を行います。

第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】 4-2

- 働き方や生き方について多様な選択肢を可能にし、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭・地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう支援することで、少子化の流れを変えとともに、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、持続可能な社会を実現していく必要があります。
男女ともに子育てをしながら働くことのできる環境の整備に努め、性別に関わりなく全ての人が働きやすい環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

【具体的施策】 4-2

- 一時預かり[※]、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービス等について、市町と連携し充実を図ります。

【3-1-2、4-2 掲載】(こども未来課)

- 放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブ[※]の受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保し、待機児童の解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含めた放課後児童対策に取り組みます。

【3-1-3、4-2 掲載】(こども未来課)

- ひとり親家庭や多子世帯に対する放課後児童クラブの利用料の免除を実施する市町に対し、財政的支援を実施します。

(こども未来課)

第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

【現状と課題】 4-3

- 本県の出生数は第1次ベビーブームの昭和24年には6万人を超えていましたが、令和5年には7,656人とピーク時の約7分の1にまで減少しています。

- また、女性が一生の間に産むこどもの数を示す合計特殊出生率^{*}は、平成 15 年と 17 年に過去最低の 1.45 となって以降、緩やかに上昇したものの、平成 29 年から再び減少に転じ、令和 5 年には 1.49 となるなど、人口を維持できる水準(2.07)や県民の希望出生率^{*}(2.08)とは大きな開きがあります。
- 婚姻数も減少傾向にあり、令和 5 年には 4,074 組となるなど、ピーク時の約 4 分の 1 まで減少しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、25～34 歳の未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合は 8 割を超えており、「独身でいる理由」については、男性の 43.3%、女性の 48.1%が、「適当な相手にめぐりあわない」と回答し、男女ともに最も多くなっています。
- また、同調査によると、夫婦の理想的なこどもの数が 2.25 人であるのに対して、予定のこどもの数は 2.01 人となっており、その理由に関する妻の回答をみると、経済的不安(52.6%)が最も多く、年齢的な不安(40.4%)、不妊(23.9%)、育児への不安(23.0%)、健康上の理由(17.4%)、仕事への支障(15.8%)と続いています。
- このように、未婚者の多くが結婚を望んでいるにも関わらず、未婚化・晩婚化が進み、また、夫婦が実際に持つこどもの数も、理想を下回っている状況が明らかとなっています。さらには、「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合や、こどもを持つことの希望が低下するなど、未婚者の家族をつくる意欲が低下している傾向もみられています。
- 結婚や妊娠・出産に対する希望と、実際の結婚・出生行動との間には隔たりがあることから、個人の価値観を尊重し、仕事と生活の両立に向けた環境整備や若者の安定した雇用の促進、妊娠・出産のための正しい知識の普及・啓発など、それぞれのライフステージに応じた切れ目ない支援を実施するとともに、結婚を希望する独身男女や子育て家庭等を県全体で応援する機運を醸成することなどにより、これらの隔たりを解消し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現を図ることが必要です。

【具体的施策】 4-3

- 少子化の主な要因とされる未婚化や晩婚化に歯止めをかけるため、長崎県婚活サポートセンターを設置し、相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」に

よるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などの婚活支援事業を一体的に推進し、結婚を希望する独身者に個人間の出会いのきっかけを提供します。
(こども未来課)

- 職場や仕事関係などによる出会いをきっかけとする「職縁結婚」の活性化に向け、県・市町・団体等が協働し、企業や団体に属する独身グループ同士の交流を促進します。また、産業等の課題やニーズに即した結婚支援にも取り組みます。

(こども未来課)

- 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク*などの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【3-1-6(5)、4-3 掲載】(未来人材課、雇用労働政策課)

- 女性のための就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就業相談などを行い、出産、子育て、介護等のライフステージに応じたキャリア形成支援の充実を図ります。

(男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、雇用労働政策課)

- 県民が、希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、企業・団体による応援宣言、若い世代などへの妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発、ライフデザインを考える機会の提供、県民へのボランティア活動への参加呼びかけ、マスメディアとタイアップした情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となった取組を展開し、機運の醸成を図ります。

(こども未来課、こども家庭課)